

# 総務財政委員会記録(No.22)

1 日 時 令和8年3月6日(金)  
午前 9時59分 開会  
午前10時32分 閉会

2 場 所 第6委員会室

## 3 出席委員(10人)

委員 長	村上 幸一	副委員 長	大久保 無我
委員	吉村 太志	委員	鷹木 研一郎
委員	廣田 信也	委員	村上 直樹
委員	宇都宮 亮	委員	永井 佑
委員	伊崎 大義	委員	小金丸かずよし

## 4 欠席委員(0人)

## 5 出席説明員

政策局長	小杉 繁樹	総務市民局長	三浦 隆宏
安全・安心担当理事	松岡 世志之	市民部長	中山 賢彦
区政推進課長	富永 麻子	財政・変革局長	武田 信一
財務部長	中原田 香織	財政課長	宮崎 勝晴
財政企画担当課長	中川 茂俊	予算調整担当課長	小矢 元晴
税務部長	上野 正彦	税制課長	喜多川 幹生
行政委員会事務局長	兼尾 明利	行政委員会事務局次長	高橋 浩
			外 関係職員

## 6 事務局職員

委員会担当係長 伊良皆 公一 書記 吉 富 裕 二

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	審査日程について	6日は議案の審査、9日は議案の採決及び所管事務の調査を行うことを決定した。
2	議案第28号 令和7年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について	議案の審査を行った。
3	議案第35号 法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部改正について	
4	議案第55号 令和7年度北九州市一般会計補正予算（第7号）のうち所管分	

## 8 会議の経過

（3月3日付人事異動に伴う人事紹介を受けた。）

○委員長（村上幸一君） それでは、開会します

本委員会に付託された議案は、お手元配付の一覧表のとおり3件であります。

審査日程については、本日は議案の審査を行い、3月9日は議案の採決及び所管事務の調査を行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまから議案の審査を行います。

議案第28号、35号及び55号のうち所管分の以上3件を一括して議題とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案の説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。財務部長。

○財務部長 議案第55号、令和7年度北九州市一般会計補正予算のうち、総務財政委員会所管分につきまして、補正予算に関する説明書により説明させていただきます。タブレットでは、補正予算に関する説明書ファイルをお開きください。

タブレット8ページを御覧ください。なお、金額の説明の際、100万円未満の数字は省略させていただきます。

まず、歳入について説明いたします。

1款市税につきましては、堅調な企業収益による法人市民税の増収等が見込まれるため、合計23億円の増額補正を行うものでございます。

その内訳は、1項1目個人市民税6億円の増額、1項2目法人市民税10億円の増額、2項1

目固定資産税 5 億円の増額、次のページに移りまして、10 項 1 目環境未来税 2 億円の増額となっております。

次のページ、タブレット10ページを御覧ください。3 款 1 項 1 目利子割交付金の補正額 2 億円、8 款 1 項 1 目地方消費税交付金の補正額20億円は、今年度の交付実績が当初予算を上回る見込みのため、増額補正するものでございます。

下の段、14 款 1 項 1 目地方交付税の補正額65億8,000万円は、普通交付税の予算計上額と交付決定額との差額を増額補正するものでございます。

次に、ページ飛びまして、タブレット17ページを御覧ください。20 款 1 項 3 目基金運用収入の補正額15億1,800万円、公債償還基金ほか 5 基金の運用収益でございます。

次に、ページ飛びまして、タブレット19ページを御覧ください。22 款 2 項 9 目財政調整基金繰入金の補正額マイナス56億4,900万円は、市税、地方交付税の増額補正等に伴い、当該基金からの繰入金を減額補正するものでございます。

次のページを御覧ください。23 款 1 項 1 目繰越金の補正額 8 億9,100万円は、令和 6 年度の決算剰余金を計上するものでございます。

次のページ、タブレット21ページを御覧ください。25 款 1 項12目諸支出金債の補正額、マイナス 1 億2,600万円は、一般会計から上水道事業会計の出資対象となっている行橋市、苅田町への水道用水供給広域化事業において、当初予算編成時点では単独事業でしたが、国庫補助事業として採択されたため、一般会計の出資金を減額補正することに伴うものでございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

ページ飛びまして、タブレット41ページを御覧ください。15 款 2 項 1 目上水道事業公営企業費の補正額マイナス 1 億2,600万円は、一般会計から上水道事業会計への出資対象となっている行橋市、苅田町への水道用水供給広域化事業において、当初予算編成時点では単独事業でしたが、国庫補助事業として採択されたため、一般会計の出資金を減額補正するものでございます。

次のページを御覧ください。15 款 3 項 1 目都市高速鉄道等整備基金積立金の補正額4,400万円は、運用利子の積立てでございます。

2 目公債償還基金積立金の補正額24億5,200万円は、令和 7 年度の国補正予算で追加交付された臨時財政対策債償還基金費、運用利子の積立て等でございます。

3 目財政調整基金積立金の補正額 9 億9,400万円は、前年度決算剰余金の法定積立分、運用利子の積立てでございます。

4 目 S D G s 未来基金積立金の補正額1,100万円は、運用利子の積立てでございます。

5 目ポートレースによる未来のまちづくり投資基金積立金の補正額3,700万円は、運用利子の積立てでございます。

続きまして、繰越明許費について説明いたします。

次のページを御覧ください。一番上でございます。2 款 2 項 1 目一般管理費、本庁舎等施設

長寿命化事業の繰越額 1 億300万円につきましては、関係者との調整等に日時を要したため繰り越すものでございます。

2 段目でございます。2 款 2 項 4 目文書広報費、文書館昇降機改修事業の繰越額1,600万円につきましては、関係者との調整等に日時を要したため繰り越すものでございます。

3 段目でございます。2 款 2 項 8 目区役所費、公用車充電設備設置事業の繰越額4,000万円につきましては、更新設備の製造に日時を要したため繰り越すものでございます。

4 段目及び5 段目でございます。門司港地域複合公共施設整備事業のうち、門司区役所分の繰越額 4 億2,100万円及び門司港エリア環境整備事業のうち、門司区役所分の繰越額1,100万円につきましては、関係者との調整等に日時を要したため繰り越すものでございます。

6 段目です。2 款 3 項 1 目企画振興総務費、希望のまちプロジェクト支援事業の繰越額3,300万円につきましては、関係者との調整等に日時を要したため繰り越すものでございます。

次のページを御覧ください。下から3 番目でございます。2 款 4 項 1 目市民総務費、客引き行為等の適正化に関する条例推進事業の繰越額200万円については、関係者との調整等に日時を要したため繰り越すものでございます。

下から2 段目及び一番下、2 款 4 項 3 目生涯学習費、門司港地域複合公共施設整備事業のうち、門司生涯学習センター分の繰越額7,900万円及び門司港エリア環境整備事業のうち、門司生涯学習センター分の繰越額200万円については、関係者との調整等に日時を要したため繰り越すものでございます。

次に、ページ飛びまして、タブレット51ページを御覧ください。15款 2 項 1 目上水道事業公営企業費、広域化事業出資金の繰越額 4 億3,300万円につきましては、一般会計から上水道事業会計への出資対象となっている広域化事業において、関係機関との協議等に日時を要したため繰り越すものでございます。

以上で議案第55号、令和7 年度北九州市一般会計補正予算についての説明を終わらせていただきます。

次に、議案第35号、法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部改正につきまして説明申し上げます。

タブレットの議案第35号、法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部改正について、ファイルをお開きください。

この議案は、法人市民税を超過課税する特例措置の適用期間を延長するため、関係条例の一部を改正するものでございます。本市の法人市民税は、道路や区画整理といった都市機能の整備に関する多額の財政需要を賄う観点から、昭和51年度以来、標準税率を上回る税率による超過課税を行っており、その適用については5 年置きに議会にお諮りしております。このたび令和8 年9 月30日で期限切れを迎えますが、今後も引き続き多額の財政需要が見込まれることから、その適用期限を令和13年9 月30日まで5 年間延長させていただくものでございます。施行

期日は公布の日を予定しております。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきまして、御賛同賜りますようお願いいたします。

**○委員長（村上幸一君）** 行政委員会事務局次長。

**○行政委員会事務局次長** 私からは、議案第28号、令和7年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について説明させていただきます。

お手元タブレットの議案第28号をお開きください。資料に沿って説明いたします。

令和8年1月23日の衆議院解散に伴う、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る予算については、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年度一般会計補正予算を専決処分したため、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し御承認をお願いするものでございます。

補正予算の内訳を説明いたします。

歳入についてでございます。

経費の財源として、19款3項1目総務費委託金4億7,000万円、23款1項1目繰越金800万円を計上いたしました。

次に、歳出についてでございます。

2款7項7目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費の選挙執行に伴う経費として、4億7,800万円を計上いたしました。

以上をもちまして議案第28号の説明を終わります。よろしく御審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（村上幸一君）** これより質疑に入ります。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質疑はありませんか。永井委員。

**○委員（永井佑君）** よろしくお願ひします。まず、公用車充電設備設置事業なんですけど、更新設備の製造に日時を要したということなんですけど、もう少し詳しく教えていただきたいのと、法人市民税超過課税の延長に関して、先ほどの説明でちょっと聞き取れないところもありまして、もう一度説明を願います。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** どうぞ着席のままです。区政推進課長。

**○区政推進課長** 公用車充電設備設置事業について説明いたします。

本市は、2030年度までに全ての一般の公用車について電気自動車を導入するという方針に基づき、順次、公用車の電動化を進めているところでございます。令和8年10月に小倉北区役所に電気自動車を導入する予定でございますので、それに合わせまして、小倉北区役所の公用車駐車場に充電設備を設置することとしております。ただし、現在、小倉北区役所に設置されております受変電設備と申します、電力会社から送られてくる高圧電力を建物で使用できる電圧

に変換し建物内へ電気を供給する設備でございますが、現在の受変電設備では電力の供給が難しいため、受変電設備の増設も行う予定としております。しかし、今、全国的な受変電設備の需要増加の影響により、設備の製造に必要な部品の調達に遅れが生じております。納期が令和8年4月頃となる見込みでございますので、本事業に係る予算の一部を繰り越すものでございます。

なお、今後、4月に受変電設備の納品があり次第、工事を再開し、6月頃に工事完了を見込んでおります。公用車の電動化は10月を予定しておりますので、事業全体のスケジュールには大きな影響はないものと考えております。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 税制課長。

**○税制課長** 御質問いただきました法人の超過課税の延長の条例改正につきまして、改めて説明申し上げます。

今回、法人市民税を超過課税する特例措置、適用期間を延長するための条例改正でございます。法人市民税につきましては、これまでも超過課税、昭和51年度以来、超過課税を行っておりますが、この使い道としましては、道路や区画整理、そういった都市機能の整備の財政需要を賄うための超過課税ということで課税をさせていただいております。今回、令和8年9月30日で期限切れを迎えます。ですが、今後もそういった都市機能の整備に係る財政需要は引き続き多額のものが見込まれますので、適用期限を5年間延長する形で、令和13年9月30日まで延長させていただきたいというものでございます。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** ありがとうございます。公用車の件は分かりました。ありがとうございます。

先ほどの法人市民税の超過課税に関しては、都市機能の整備に必要だということでした。これ、税収見込額はどれぐらいなのかと、この使い道はどういう経緯で定められたのかを伺います。

**○委員長（村上幸一君）** 税制課長。

**○税制課長** 御質問いただきました法人の超過課税分の税収の見込額でございますが、見込みは、令和6年度の決算ベースでの超過課税の税収額でございますと、約20億円となっております。また、この使い道に関しての経緯でございますが、何分、昭和51年、50年前というところもでございますが、当時のモノレールであったりとか、あと、西日本総合展示場であったりとか、そういったものの建設に要する経費、また、都市改造事業、それに伴うであったり、交通インフラの整備といった財源を賄うという趣旨で創設されたと認識しております。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** 最後に、市の取組の中で今回のような超過課税延長と、あとは企業優遇の

税に関しての免除拡大というものも共存している状態だと思うんですね。そこに関して、今後、市の方向性としては、これも5年ごとの更新になってくると思いますし、最終的な目的についてはどう考えているのかを答弁いただきたいと思います。

**○委員長（村上幸一君）** 税制課長。

**○税制課長** お答えいたします。

まず、超過課税につきましては、まさしく今、現状でございますその財政需要を賄うために、特例的に一時的に徴収をさせていただき財源確保が第一の目的であり、もうそれが全てでございます。一方で、企業誘致に係る特例税制といいますか、今回条例で別途提案させていただいておりますけれども、こちらにつきましては、将来の税収の確保、こちらと同じく法人様をメインに対応することになると思いますけれども、そちらを中心とした、特に固定資産税、また法人市民税、個人市民税もそうですけれども、そういった税収全般、企業誘致に伴う税収の確保、将来にわたって安定的に税収を確保できる体制づくり、そういったところを目指したものでございます。

ですので、一方で超過課税という形で通常の税率よりも高く取りながらといったところではございますが、そういった企業誘致によって来られた企業さんに対しても、その超過課税の対象となる企業であれば、大法人であれば、課税対象にさせていただきます。そこは平等にさせていただきますし、併せて、企業誘致に伴って新たにきていただいた企業さんの分の税収も含めて併せて税収を確保することで、将来の北九州市の財政を安定化させるということが目的としては共通しているのかなと考えております。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** 目的は分かりました。これから企業誘致をして、本市で活動する大きな企業をはじめ、海外から来る企業もあるかもしれませんが、そういうところに関しても超過課税の対象となるという話を答弁いただいたと思います。分かりました。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** ほかに質疑はありませんか。伊崎委員。

**○委員（伊崎大義君）** 2点教えてください。1点目が、上水道の広域化事業について。もともと単独事業だったものが国補助になって、今回1.2億円、出資金が減額しているということなんですけど、これの背景、単独事業が国補助になった背景を改めて教えてください。

もう1つが、22款2項9目の財政調整基金繰入金について。これは56億円減額した背景も、株価が好調だから基金の運用がうまくいって繰入金が入っているということかと思うんですけど、ここももう少し詳しく教えていただければと思います。

**○委員長（村上幸一君）** 予算調整担当課長。

**○予算調整担当課長** 今回、一般会計から上水道事業会計の出資対象となっております、行橋市、苅田町への水道用水供給広域化事業というものがございます。これにつきましては、令和7年度当初予算編成時におきましては市単独事業だったんですけれども、今回、国の追加内示

で国庫補助事業という形で採択されたということは聞いております。その背景までについては、具体的な中身については上下水道局が担当になりますので、そちらにお尋ねいただかないと分からない状況になっています。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** 財政課長。

**○財政課長** 財政調整基金に御質問いただきました。予算説明書の2ページを御覧いただいてもよろしいでしょうか。

2ページの下にございます合計欄で、一般会計、今回2月補正の歳出合計額が174億円になっております。それに伴いまして、今回、国県支出金が約80億円、地方債が43億円、基金運用収入等でその他特定財源ということで16億円ございます。一般財源の欄が35億円になっていると思います。今回、この35億円をどうやって賄うかということでございます。今回、市税収入の増収で23億円、プラス補正させていただいています。あと、利子割交付金、地方消費税交付金、地方交付税等、そういった形で増額補正をさせていただいています。その結果、基金繰入金を抑制できるということで、今回、財政調整基金の繰入金については約56億円減額させていただいているということでございます。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 伊崎委員。

**○委員（伊崎大義君）** 上水道の件は、また担当課に確認しようと思います。今の財政調整基金繰入金に関して、交付税とかが増えている背景はどういった事情になるのでしょうか。

**○委員長（村上幸一君）** 財政企画担当課長。

**○財政企画担当課長** 交付税の増額の背景でございますけれども、2つございまして、当初予算で計上していた交付税が上振れしたこと、それともう1つが、国の補正予算、これに伴いまして追加の配分があったこと、この2点が大きな要因でございます。上振れ分が12億6,000万円、それから、追加配分が53億2,000万円、合わせて65億8,000万円となっております。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** 伊崎委員。

**○委員（伊崎大義君）** 交付税の部分はあれですか、重点地方交付税交付金っていうやつですか。それとも別ですかね。

**○委員長（村上幸一君）** 財政企画担当課長。

**○財政企画担当課長** 地方交付税ということで、重点支援地方交付金とは別のものがございます。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** 伊崎委員。

**○委員（伊崎大義君）** それが増える理屈というのを改めて伺ってもいいですか。

**○委員長（村上幸一君）** 財政企画担当課長。

**○財政企画担当課長** 増えた要因でございます。2つ要因があると説明申し上げました。1つ目の、12.6億円の上振れ分につきましては、令和7年度、国におきまして新たに給与改善費という費目が創設されました。当初予算の時点では、給与改定を前倒しする分の交付税なんです

けれども、ここの算定が把握できておりませんで、その分の影響で12億6,000万円が上振れした。もう1つの53億2,000万円、これにつきましては、国で新たに見込まれる地方の財政需要に対応するために補正予算を組みました。理由が幾つかありまして、1つが行政サービスの提供に係る委託料、それから事務費等、これは物価高などの影響で、その対応のために地方負担の増加が見込まれるだろうということ。それから、自治体職員の給与改定費、人事委員会勧告を受けての増加分、それから、少し、先ほども御説明がありましたけど、臨時財政対策債が地方交付税を振り替える地方債ということで北九州市が発行している市債なんですけれども、これの償還費の一部を基金に積み立てる経費ということで国から措置されているところでございます。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** 伊崎委員。

**○委員（伊崎大義君）** はい、分かりました。また、個別に分からない点、御相談させていただきます。私からは以上です。

**○委員長（村上幸一君）** ほかにありませんか。大久保委員。

**○委員（大久保無我君）** 私は、法人市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部改正でお聞きしたいんですが、これ特例で臨時でということですよ。そう書いてあります。過去、昭和51年からということなんです、今回の新たな延長分で年間20億円ですか、上振れ分が20億円。目的ですよ。20億円の使い道というか、何のために延長するということになるのかを改めて教えていただいていいでしょうか。

**○委員長（村上幸一君）** 税制課長。

**○税制課長** 御質問にお答えいたします。

今回、法人臨時延長させていただくことで、御指摘のとおり、先ほど説明しましたとおり、令和6年度決算ベースでございますけれども、20億円程度の税収が維持、確保できることになってまいります。その具体的な使い道については、特定のこの事業に充てるといったような個別の事業の財源を確保するために超過課税するという細かい趣旨ではございません。

ただ、道路事業、街路事業、あと公園事業、区画整理事業、再開発事業、そういった都市改造、都市機能の整備に必要な各種事業、個別にその中のカテゴリにはいろんな事業がございますけれども、それらのカテゴリに係る、その年度、当該年度以降の毎年の必要な財源、また、過去に行ったその事業に伴う公債の償還額、それに充てる費用として、多額の財政需要が見込まれるところでございます。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 大久保委員。

**○委員（大久保無我君）** 毎年必要な財源なら、この特例とか臨時とかというような取り方ではなくて、何で法人市民税の税率を恒久的に引き上げるという話にならないのかを、あえてこのやり方をやっているという理由を教えてください。

**○委員長（村上幸一君）** 税制課長。

**○税制課長** 今回、昭和51年度からずっと続く税制で、長く続いておりますので、実質恒久化されているような感覚も踏まえてのことだと推察するんですけれども。ただ、やはり国において、地方税法で定めております標準税率は、それぞれ今の税率よりも低い税率で定められております。こちらが全国的な基準となる税率ですので、これを維持するのが本来の形ではございます。ただ、特別な財政需要によって、各自治体でそれぞれ超過課税をしております。これについては自治体の裁量で任されるところではございますけれども、常に標準税率を超える、住民に超過の負担を強いるという税制でございますので、これにつきましては、長期にわたるとはいえ、期間を区切って一定程度そのときの財政需要を見ながら判断をしていくと、また議会にお諮りしていくというのが正しいやり方ではないかなと考えているというのが理由でございます。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** 大久保委員。

**○委員（大久保無我君）** ありがとうございます。50年ですよ。ずっと続いていて、いわゆるガソリン税率とかと多分似たような感じですよ。何が言いたいかというと、特例であったり、臨時で徴収していますよという立てつけでやっている徴収のやり方じゃないですか。これって、先ほど言われたように、例えばモノレールを造りますとか、こういう目的で使いますので集めますとかと言って集めていくのが多分筋なんだろうと思うんですね。足りなくなったから今まで取っていたものをずっと続けていきますっていう、特例を続けていきますって話を、何か、やり方としたら、だったらもう恒久的な税率引上げをしたほうがよっぽどいいんじゃないかなと。筋的には、今の使い道の話を聞く限りは、そういう話になるのかなという気がします。制度的に市として法人税を単独で引き上げるような話にはなったりしないのか、仕組み的にできないのか、できるのか、教えてください。

**○委員長（村上幸一君）** 税制課長。

**○税制課長** 今この仕組みでおります法人の臨時特例に関する条例、これは、北九州市は特に、先ほど申し上げた趣旨によって、5年ごとの延長で期限を区切った特例として制度を仕組みでございますけれども、他都市におきましては、この超過課税というやり方自体は国の定める制度の枠内ですので、これはどこも同じなんですけれども、自治体によりましては市税条例の本則にあらかじめ超過した税率で定めて、もうずっと恒久的にされているという自治体もございます。これはやり方の問題であって、制度的には超過課税という一つのやり方、種類としてしか制度は定められておりません。結果として、標準税率よりも高くなる税率を定めるということ自体は恒久的にという形で、これはもう制度の仕組み方、条例の書き方次第ではありますけれども、やり方としては不可能ではないと理解しております。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** 大久保委員。

**○委員（大久保無我君）** 分かりました。ありがとうございます。立てつけで見るとは、何か特例であったり臨時って言い方をしているのを50年続ける、臨時じゃないですもんね、50

年っていったら。もう人の、私の人生とほぼ一緒なので、私は臨時で生まれたのか、そんな話じゃないと思うんですよね。なので、もうこうなってくると、もっとすっきりさせたほうがいいんじゃないかなと思うので、そこは仕組みについて、5年ごとにこういうことをやるのではなくて、この際というか、税率自体の見直しというのを考えたほうがいいんじゃないかなと、今回意見として、終わります。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** ほかにありませんか。

なければ、以上で議案の審査を終わります。次回は3月9日午前10時に開会します。

本日は以上で閉会します。

---

総務財政委員会 委員長 村上幸一 印